

令和 4 年度 協会けんぽ福井支部 健康保険料率 9.96%

前年度より 0.02% 引き下げ

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、都道府県毎に医療費を反映して健康保険料率を設定しています。この度、協会けんぽの令和 4 年度健康保険料率が決定しました。

福井支部の健康保険料率は令和 3 年度の 9.98% から 0.02% 引き下げとなり、9.96% となります。全国平均は令和 3 年度と同じ 10.00% です。福井支部としては、令和元年度以来 3 年ぶりの引き下げとなります。

また、40 歳から 64 歳までの方にご負担いただく介護保険料率は、令和 3 年度の 1.80% から 0.16% 引き下げとなり、1.64% となります(介護保険料率は全国一律)。介護保険料率も加えた令和 4 年度福井支部の保険料率は、11.60% となります。

■令和 4 年度の保険料率(令和 4 年 3 月分(4 月納付分)から)

- ・40 歳未満または 65 歳以上の方 9.96%

例)標準報酬月額 30 万円の場合

保険料 29,880 円(この額を従業員と事業主が折半)(令和 3 年度比 ▲60 円)

- ・40 歳以上 65 歳未満の方 11.60%

例)標準報酬月額 30 万円の場合

保険料 34,800 円(この額を従業員と事業主が折半)(令和 3 年度比 ▲540 円)

※標準報酬月額とは、社会保険料を計算するため基本給やその他手当等を含め算出された月額のことです、

■保険料率決定のしくみ

健康保険料率は、各都道府県の見込み医療費をその支部の総報酬額(加入者の標準報酬月額を合計したもの)で除して医療費分の保険料率を計算し、この料率に、傷病手当金等の現金給付や高齢者医療制度への拠出金等の負担分として、全国一律の保険料率を加えて算出します。

令和 4 年度の医療費が令和 3 年度の見込み医療費と比較して減少すると見込まれていることが、令和 4 年度福井支部保険料率の引き下げの主な要因です。

保険料率を算出する際にキーとなるのは「医療費」です。医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができます。

【福井支部の医療費及び総報酬額の見込み】

	医療費(単位:百万円)	総報酬額(単位:百万円)
令和4年度	38,956	721,666
令和3年度	39,005	719,636

都道府県単位保険料率

北海道	10.39%	滋賀県	9.83%
青森県	10.03%	京都府	9.95%
岩手県	9.91%	大阪府	10.22%
宮城県	10.18%	兵庫県	10.13%
秋田県	10.27%	奈良県	9.96%
山形県	9.99%	和歌山県	10.18%
福島県	9.65%	鳥取県	9.94%
茨城県	9.77%	島根県	10.35%
栃木県	9.90%	岡山県	10.25%
群馬県	9.73%	広島県	10.09%
埼玉県	9.71%	山口県	10.15%
千葉県	9.76%	徳島県	10.43%
東京都	9.81%	香川県	10.34%
神奈川県	9.85%	愛媛県	10.26%
新潟県	9.51%	高知県	10.30%
富山県	9.61%	福岡県	10.21%
石川県	9.89%	佐賀県	11.00%
福井県	9.96%	長崎県	10.47%
山梨県	9.66%	熊本県	10.45%
長野県	9.67%	大分県	10.52%
岐阜県	9.82%	宮崎県	10.14%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.65%
愛知県	9.93%	沖縄県	10.09%
三重県	9.91%		

※福井支部 9.96%、最低:新潟支部 9.51%、最高:佐賀支部 11.00%

■「インセンティブ制度」について

さらに協会けんぽでは、平成 30 年度より、加入者及び事業主の健康づくりに関する取り組みの実績に応じて全国 47 支部を順位付けし、上位 23 支部にインセンティブ(報奨金)を付与する「インセンティブ制度」を導入しています。当該年度の結果は、2 年後の健康保険料率に反映されます。(令和 4 年度の保険料率には、令和 2 年度の実績が反映されます。)

評価の対象となるのは、次の 5 つの取り組みです。(《 》内は指標)

①健診を受ける 《特定健診等の実施率》

協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」「特定健診」を受診しましょう。

【生活習慣病予防健診】

35～74 歳の被保険者(ご本人)が対象です。県内では 28 の医療機関で受診できます。検査内容は、血圧・尿・便潜血検査・血液・心電図・胸部レントゲン・胃部レントゲン等です。協会けんぽでは健診費用の約 6 割を補助しています。自己負担額は最高で 7,169 円です。追加で乳がん検診や子宮頸がん検診も受診できます。

【特定健診】

40～74 歳の被扶養者(ご家族)が対象です。県内では約 300 の医療機関で受診できます。検査内容は、血圧・尿・血液等です。協会けんぽでは健診費用の約 9 割を補助しています。福井県内で受診する場合、自己負担額は最高で 1,000 円です。

②健康相談を受ける 《特定保健指導の実施率》

健診の結果、メタボリックシンドロームに該当またはその予備群と判定された方は、食事や運動等、生活習慣の改善を無料でアドバイスする「特定保健指導(健康相談)」をご利用ください。

ご希望の時間に合わせて協会けんぽの保健師・管理栄養士が訪問させていただきます。また、WEB を利用した遠隔面談も可能です。

③適正体重を目指す《特定保健指導対象者の減少率》

特定保健指導の対象とならないよう、日頃から健康的な生活習慣に取り組みましょう。

特定保健指導の対象となった場合は、プログラムに最後まで取り組みましょう。

④健診結果が「要治療」「再検査」であれば医療機関を受診する 《医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率》

健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療」「再検査」の判定を受けた場合は、必ず医療機関を受診しましょう。病気の早期発見・早期治療が、生活習慣病の改善には欠かせません。

⑤薬は「ジェネリック医薬品」にしよう 《ジェネリック医薬品の使用割合》

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分であり、かつ低価格なので医療費の負担軽減に繋がります。医師や薬剤師にジェネリック医薬品を処方するように伝えましょう。

令和 2 年度の結果は、以下のとおり全ての取り組みにおいて順位が下がり、全国 26 位だったため、令和 4 年度保険料率の引き下げに反映させることはできませんでした。

【各指標における令和 2 年度と令和元年度の順位比較】

	令和 2 年度	令和元年度
① 特定健診等の実施率	32 位	18 位
② 特定保健指導の実施率	25 位	21 位
③ 特定保健指導対象者の減少率	22 位	12 位
④ 医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率	17 位	2 位
⑤ ジェネリック医薬品(後発医薬品) の使用割合	43 位	35 位
総合順位	26 位	5 位
インセンティブによる保険料率	—	▲0.04%

全ての加入者及び事業主の皆さまの健康への取り組みが、生活習慣病の予防と、医療費の適正化につながります。協会けんぽでは、今後も皆さまの取り組みをサポートする事業を進めてまいります。

【参考資料】

安心と健康のそばに協会けんぽ(A3 パンフレット)

インセンティブ制度・5つの行動(A4 リーフレット)

【お問い合わせ先】

企画総務グループ 田中

TEL 0776-27-8301

全国健康保険協会福井支部

福井市大手 3-7-1 福井県織協ビル 9 階

※令和 4 年 1 月 11 日に移転しました

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。

福井支部の加入者は県民の約 4 割となる 29 万人、加入事業所は約 16,200 社にのぼります。